

八千代市歯と口腔の健康づくり推進会議設置要領

(設置)

第1条 歯と口腔の健康づくりを推進することを目的として、八千代市歯と口腔の健康づくり推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 八千代市市民の歯と口腔の健康づくり推進条例（以下「条例」という。）第6条に規定する基本的施策の推進に関すること。
- (2) その他必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域歯科医療に識見を有する者
- (2) 保健及び福祉に関係する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 推進会議に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第1項の規定により会長が互選される前に招集される会議は、市長が招集する。
- 3 会長は、必要に応じて学識経験者及び関係者の出席を求め、並びに市の関係部署等に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、子ども部母子保健課及び健康福祉部健康づくり課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則 (平成25年3月26日決裁)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日決裁)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年5月31日決裁)

この要領は、令和5年7月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条)

	委員区分	所属	人数
1	地域歯科医療に 識見を有する者	一般社団法人八千代市歯科医師会	1 名
2	保健及び 福祉関係者 (各種団体の 推薦する者)	市内小中義務教育学校の養護教諭	2 名
3		八千代商工会議所	1 名
4		八千代市長寿会連合会	1 名
5		やちよケアマネ・ネットワーク	1 名
6		八千代市身体障害者福祉会	1 名
7		NPO 法人八千代市スポーツ協会	1 名
合計			8 名